

育英大学及び育英短期大学の資格取得奨励金支給規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、育英大学及び育英短期大学（以下「本学」という。）の資格取得奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨励金は、将来の就業に向けてスキルアップを図るため、本学が指定する各種の資格取得を目指して在学期間に受験し合格した学生に対して支給する。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 奨励金を希望する学生は、所定の申請書に合格証等の資格を取得したことを証明する書類及び受験料等の領収書を添えて申請期間内に学生支援課に提出しなければならない。

2 前項の申請は、別表の資格ごとに1回とする。

3 第1項の申請は、原則として資格の合格発表又は合格証等が届いた日から2か月以内とする。ただし、その日が卒業後となる場合は、申請することができない。

(審査及び決定)

第5条 学長は、申請書類を審査し、奨励金の支給を決定する。

2 前条の申請において、他から同様の支援を受ける場合又は受けている場合は、資格ごとの奨学金から他からの奨学金相当額を差し引いた額を支給する。

(奨励金の取消し)

第6条 学長は、申請した学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の決定を取り消すことができる。

(1) 資格を不正により取得したとき。

(2) 除籍、退学又は休学になったとき。

(3) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

(奨励金の返還)

第7条 前条の規定により奨励金を取り消された者が、すでに支給を受けていたときは奨励金を全額返還しなければならない。

(事 務)

第8条 この規則に関する事務は、事務局学生支援課及び管理課において処理する。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、奨励金支給の実施に関して必要な事項は、学長が定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、学長の申出により理事長が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和2年1月30日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規則の施行日において在学する学生が、すでに資格を取得している場合は、第4条第3項の規定にかかわらず、申請することができる。

別表

資格等の名称	奨励金
国内旅行業務取扱管理者	受験料相当額
総合旅行業務取扱管理者	受験料相当額
登録販売者	受験料相当額
TOEIC(600点～)	受験料相当額
TOEIC(500～599点)	受験料相当額の半額
MOSエキスパート(各科目)	受験料相当額

※受験料相当額には消費税を含み、100円未満は四捨五入した額とする。